



2018年3月2日

国家稅務總局、増値稅一般納稅者の登記管理を変更

国家稅務總局は2017年12月29日付で、《増値稅一般納稅者登記管理弁法》（国家稅務總局令第43号、以下「本弁法」）を公布しました。本弁法は、2018年2月1日より施行されています。

従来、増値稅一般納稅者となるには当局による審査・認定が必要でしたが、2015年4月より審査制から登記制へ変更されていました。本弁法は、増値稅一般納稅者は登記制であることを改めて明確化し、申請手続を一部簡素化しています。

なお、本弁法の施行と同時に、従来規定である《増値稅一般納稅者資格認定管理弁法》（国家稅務總局令第22号、以下「22号令」）は廃止されました。

（審査制から登記制への変更経緯）

施行時期	関連規定	概要
2015年4月	《増値稅一般納稅者管理関連事項の調整に関する公告》（国家稅務總局公告2015年第18号）	<ul style="list-style-type: none"> 一般納稅者管理は「審査制」→「登記制」 22号令の一部条項の執行停止
2016年2月	《国务院：一部行政法規の改定に関する決定》（国务院令第666号）	<ul style="list-style-type: none"> 《増値稅暫定施行条例》を改定 主管稅務機關に「資格認定を申請」→「登記手続」
2016年5月	《營業稅から増値稅への徵收變更試行の全面的推進に関わる稅收徵收管理事項に関する公告》（国家稅務總局公告2016年第23号）	<ul style="list-style-type: none"> 營業稅から増値稅への徵收變更に伴い「増値稅一般納稅者登記」について規定
2018年2月	本弁法	<ul style="list-style-type: none"> 22号令を施行と同時に廃止

<本弁法の概要>

本弁法は、22号令と比較して主に以下の3方面を変更しています。

	22号令（廃止）	本弁法
審査批准の取消 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 変更点： 資格認定を取消。 主管稅務機關による 登記資料の照合・確認後、 その場で一般納稅人となる </div>	第8条 納稅者が本弁法第3条の規定に合致する場合、下記の手順に従い一般納稅者資格認定を行う： <ol style="list-style-type: none"> （一）納稅者は、申告期間終了後40日（營業日、以下同様）以内に主管稅務機關に《増値稅一般納稅者申請認定表》を送信し、一般納稅者資格認定を申請しなければならない （二）認定機關は、主管稅務機關の申請受理日より20日以内に一般納稅者資格認定を完了させ、主管稅務機關が《稅務事項通知書》作成・送付し、納稅者に知らせなければならない（後略） 	第6条 納稅者が一般納稅者登記を行う手順は以下の通りである： <ol style="list-style-type: none"> （一）納稅者は、主管稅務機關に《増値稅一般納稅者登記表》を作成・報告し、事実通りに固定の生産經營場所などの情報を記入し、稅務登記証を提供する （二）納稅者の記入内容が稅務登記情報と一致する場合、主管稅務機關はその場で登記する（後略）

SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

	22 号令 (廃止)	本弁法
<p>事務手続の簡素化</p> <p>変更点：</p> <p>① 提出資料の削減 (6 種類→2 種類)</p> <p>② 実地検査の取消</p>	<p>第 9 条 (抜粋)</p> <p>提出資料：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <増値税一般納税者申請認定表> 2. <税務登記証> 副本 3. 財務責任者・税務担当者の身分証明書およびその写し 4. 会計担当者の従業資格証明または仲介機構と締結した記帳代理協議およびその写し 5. 経営場所の財産権証明・賃貸協議、またはその他の使用許可証明およびその写し 6. 国家税務総局が規定するその他関連資料 <p>実地検査：</p> <p>主管税務機関は納税者の申請受理後、必要に応じて実地検査を行い、検査報告を作成</p>	<p>第 6 条 (抜粋)</p> <p>提出資料：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <増値税一般納税者登記表> 2. 税務登記証
<p>税制改革との連動</p> <p>変更点：</p> <p>① 年間課税売上高の計算期間修正： 2016 年 4 月 1 日以降、小規模納税者は原則、四半期毎の申告となったため、「連続 4 四半期を超えない」との文言の追加</p> <p>② 「営改増」(*) 後の年間売上高計算の特別規定： 控除前の売上高に基づき計算し、偶然発生した無形資産の販売・不動産の譲渡の売上高は計上せず</p>	<p>第 3 条</p> <p>増値税納税者（以下「納税者」）は、年間課税売上高が財政部・国家税務総局が規定した小規模納税者の基準を超過した場合、本弁法第 5 条の規定を除き、主管税務機関に一般納税者資格認定を申請しなければならない</p> <p>本弁法でいう年間課税売上高とは、納税者の連続して 12 ヶ月を超えない経営期間内の累計課税増値税売上高を指し、免税の売上高は含まない</p> <p>(国税函[2010]139 号) 第 1 条</p> <p>22 号令第 3 条でいう年間課税売上高は、納税申告する売上高・査察により追徴する売上高・納税評価により調整する売上高・税務機関が発票を代理発行する売上高および免税の売上高を含む。査察により追徴する売上高および納税評価により調整する売上高は、査察追徴税金を申告月の売上高に計上し、税金の属する期間の売上高には計上しない</p>	<p>第 2 条</p> <p>増値税納税者（以下「納税者」）は、年間課税売上高が財政部・国家税務総局が規定した小規模納税者の基準（以下「規定基準」）を超過した場合、本弁法第 4 条の規定を除き、主管税務機関において一般納税者登記を行わなければならない</p> <p>本弁法でいう年間課税売上高とは、納税者の連続して 12 ヶ月または 4 四半期を超えない経営期間内の累計課税増値税売上高を指し、納税申告する売上高・査察により追徴する売上高・納税評価により調整する売上高を含む</p> <p>サービス・無形資産または不動産の販売（以下「課税行為」）に控除項目のある納税者について、その課税行為の年間課税売上高は控除する前の売上高に基づき計算しなければならない。納税者に偶然発生した無形資産の販売・不動産の譲渡の売上高は、課税行為の年間課税売上高に計上しない</p>

※ 「営改増」：営業税から増値税への徴収変更のこと。詳細は SMBC NEWS 【2016】9 号ご参照。弊行ホームページに当 NEWS バックナンバーを掲載しております。

(http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

増値税納税者は、一般納税者と小規模納税者に分類されます。小規模納税者は、増値税専用発票（インボイス）を取得しても仕入税額控除ができません。一般納税者になれば控除証憑として顧客に増値税専用発票を発行・提供することも、売上税額からの仕入税額控除も可能となります。

本弁法および関連規定に基づく一般納税者・小規模納税者の適用基準・関連手続は以下の通りです。

一般納税者	小規模納税者
1. 年間課税売上高が規定基準 ^(注) を超過した場合、登記が必要 2. 年間課税売上高が規定基準を超過していなくとも、会計計算が健全で、正確な税務資料を提供可能な場合、登記可能 (注) 規定基準 (いずれかに該当) A. 貨物の生産または加工・修理補修役務の提供に従事、またはそれらを主(50%以上)として貨物の卸売・小売を兼営する納税者(一般的に生産型企業)の場合、年間課税売上高 50 万元 上述以外の納税者(一般的に商業企業)の場合、年間課税売上高 80 万元(財政部令第 65 号) B. 「営改増」課税行為(サービス・無形資産・不動産販売)の場合、年間課税売上高 500 万元(財税[2016]36 号)	1. 年間課税売上高が規定基準に未到達 2. 年間課税売上高が規定基準を超過するその他個人 3. 政策・規定に基づき、小規模納税者を選択する場合 (1) 非企業性単位・課税行為が日常的に発生しない企業は、小規模納税者としての納税が選択可能(財政部令第 65 号) (2) 年間課税売上高が規定基準を超過するが、課税行為が日常的には発生しない単位・個人事業者は、小規模納税者としての納税を選択可能(財税[2016]36 号)



納税者は年間課税売上高が規定基準を超過した月/四半期の申告期限終了後15日以内に以下を手続 ※ 規定の期限までに手続しなかった場合、主管税務機関は期限終了後5日以内に「税務事項通知書」を作成し、納税者に5日以内に主管税務機関に関連手続を行うよう告知 ※ 期限を過ぎても依然手続していない場合、翌月より売上高は増値税税率に基づき課税額を計算し、納税者が関連手続を行うまで仕入税額は控除不可	
機構所在地の主管税務機関に一般納税者登記を行い、「増値税一般納税者登記表」(本弁法付属文書 1)・税務登記証を提出	上記第 2・3 項に該当する納税者は、主管税務機関に書面説明(本弁法付属文書 2)を提出



納税者は登記の当月1日/翌月1日より(納税者が登記手続の際に自ら選択)、増値税一般納税方法による納税額の計算、増値税専用発票の受領・使用が可能	-
---	---

以上

SMBC (CHINA) NEWS**SMBC**SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道 100 号 上海環球金融中心 11 階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路 8 号 上海万都中心 12 階 1、12、13 号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市中国（上海）自由貿易試験区馬吉路 88 号 7、8 棟 1 階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街 1 号 市府恒隆広場 16 階 1606 室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路 1 号 北京嘉里中心北楼 16 階 1601 号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路 189 号 津匯広場 2 座 12 階 /電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路 20 号 濱海金融街東区 E2B8 層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路 28 号 蘇州高新國際商務広場 12 階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西 2 号 國際大厦 16 楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道 333 号 科創大厦 8 楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市市前進東路 399 号 台協國際商務広場 2001-2005 室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路 385 号 杭州嘉里中心 2 幢 5 階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路 8 号 國際金融広場 12 階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路 1 号 嘉里建設広場二座 23 層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路 22 号 重慶長江國際 1 棟第 34 階 02 号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路 147 号 森茂大厦 4 楼-A 室 /電話：86-(411)-3905-8500・FAX 番号：86-(411)-3905-8599